

箕面市役所止々呂美支所

機械警備業務委託仕様書

箕面市役所止々呂美支所機械警備業務委託仕様書

1. 業務対象施設

名 称	所 在 地
箕面市役所 止々呂美支所 (鉄筋コンクリート造2階建)	箕面市下止々呂美953番地
延床面積 1階 110.10㎡	
2階 140.61㎡	
計 250.71㎡	

2. 業務期間

契約期間と同じ

3. 警備方法

- (1) 機械警備(防犯ベル・火災報知器)、夜間巡回警備
- (2) 警備実施計画書を甲乙協議の上決定し、乙において作成する。

4. 警備任務

- (1) 火災、盗難及び不法行為の拡大防止、緊急出動等
- (2) 事故発生時における関係先への通報連絡及び、臨機措置
- (3) 警備実施事項の報告
- (4) その他警備に付随する事項について甲乙協議した事項

5. 警備運営上の権限

甲は、警備業務遂行のため必要な警備上の権限を乙に付与するものとする。

6. 警備担当時間

自動(防犯、火災)警報装置による警備業務を行う時間は、原則として次のとおりとする。
ただし、特別の事情がある場合は、当事者間において事前に調整するものとする。

施 設	区 分	
	月曜日から金曜日	土・日曜日及び祝日 年末年始
箕面市役所止々呂美支所	午後5時15分から 翌日午前8時45分	終 日

「祝日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう
「年末年始」とは、12月29日から翌年の1月3日までとする。

7. 警備機械と運営組織

I. 警備装置

- (1) 乙は、警備対象物件で発生した異常事態を乙の警備本部（集中監視センター）へ自動的に通報する機能を有する警備装置を設置する。
- (2) 甲及び乙は、警備装置が常時正確な機能を保持するよう管理しなければならない。また、異常を発見したときは速やかに連絡するものとする。
- (3) 乙は、警備期間中に警報装置作動不能となった場合は、代替警備対策を講ずるものとする。

- ### II. 警備本部は、警備責任期間中、警備受信装置を間断なく監視するとともに常に巡回警備員と連絡を保ち、警備の万全を図る。

III. 巡回警備員

- (1) 巡回警備員は常に警備本部と連絡を保持し、警備対象物の異常事態に備えること。
- (2) 警備担当員が、勤務中突発の傷害あるいは疾病により勤務を完全に履行しえないときは、乙は遅滞なく、その代替要員を派遣するものとする。

8. 警備事項

I. 自動警備装置による警備開始

- (1) 甲の最終退出者は、防火防犯その他の事故防止上必要な措置をなし、確認ランプで各警報機器のセット状況を確認する。
- (2) 次に最終退出者は特に定めた退出口を施錠したキーボックス及び回路を確認し、警備を開始する。
- (3) 乙の警備本部における取扱
甲の最終退出者のキーボックス操作により、自動的に表示される警戒信号を確認し、警備を開始する。

II. 前項装置による警備終了時における取扱

甲の最初の入館者のキーボックス操作により、自動的に表示される解除の信号を確認し、警備を終了する。

III. 警備実施時間中における甲の入室

原則として認めない。ただし、真にやむを得ない場合のみ下記の要領にて行う。

- (1) この届出の緊急連絡者は、乙に対して警備中断の申し入れをなし、キーボックス操作した後、甲の責任において処理するものとする。
- (2) 前号に引き続き乙の警備本部へ電話により甲の氏名、所属、用件を告げ、乙の確認を受けるものとする。
- (3) 甲の臨時入館中の警備は、甲の責任において実施する。

9. 異常発生時における乙の措置

- (1) 警報装置により、甲の施設に異常事態が発生したことに感知したときは、乙の緊急要員を速やかに急行せしめ、異常事態を確認するとともに被害の拡大防止にあたる。

- (2) 警備対象物に到着した緊急要員は、異常事態を確認後、警備本部へその状況を連絡し、必要に応じて関係先に連絡する。

10. 報告書の提出

(1) 報告書の提出

乙は警備日誌を作成し、甲に提出するものとする。

(2) 事故報告書の提出

警備実施時間中に事故が発生したときは、前項とは別に事故報告書を甲に速やかに提出するものとする。

11. 鍵の預託

警備実施に必要な鍵を、甲・乙相互に預託し、それぞれが厳重な取扱と保管をなすものとする。

12. 警報装置の保守点検

甲の警備対象に設置された警報装置の機能については、これが正常に作動するよう、乙は定期的に保守点検を行うものとする。

13. 甲の緊急連絡先名簿の提出

(1) 甲は乙に対してあらかじめ緊急連絡者名簿（最低3名）を提出する。

(2) 緊急連絡者名簿に変更ある時は遅滞なくその都度文書をもって通知する。

14. その他

この仕様書に定めない警備上必要な事項は、その都度甲乙協議の上、取り決めるものとする。